

●香川県告示第395号

平成22年香川県告示第28号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。
平成24年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
団地名	建設年度	構造別	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値		団地名	建設年度	構造別	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値					
略					略								
昭和	昭和26年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は	<u>浴槽のあるもの</u> 0.85	昭和	昭和26年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの 0.84					
			3階にあるもの	<u>その他のもの</u> 0.84				4階にあるもの 0.81					
			4階にあるもの	0.81									
略					略								
木太川西	昭和45年度	中層耐火構造5階建	1階、2階又は3階にあるもの 0.76		木太川西	昭和45年度	中層耐火構造5階建	1階、2階又は3階にあるもの 0.76					
			4階又は5階にあるもの	<u>浴槽のあるもの</u> 0.74				4階又は5階にあるもの 0.73					
				<u>その他のもの</u> 0.73									
略					略								
屋島西	昭和51年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	<u>ガス給湯器（3点給湯設備に限る。）のあるもの</u> 0.82	屋島西	昭和51年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	ガス給湯器のあるもの 0.82				
				<u>ガス給湯器（3点給湯設備を除く。）のあるもの</u> 0.79						浴槽のあるもの（ガス給湯器のあるものを除く。） 0.77	その他のもの 0.76		
				<u>浴槽のあるもの（ガス給湯器のあるものを除く。）</u> 0.77								4階にあるもの	ガス給湯器のあるもの 0.76
				<u>その他のもの</u> 0.76									
				4階にあるもの						ガス給湯器のあるもの 0.76	4階にあるもの		ガス給湯器のあるもの 0.76
				<u>その他のもの</u> 0.73				その他のもの 0.73					
略					略								
略					略								

常磐	略			
昭和54年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	浴槽のあるもの	0.80
			その他のもの	0.79
		4階にあるもの	浴槽のあるもの	0.77
			その他のもの	0.76
昭和55年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	ガス給湯器のあるもの	0.85
			浴槽のあるもの（ガス給湯器のあるものを除く。）	0.80
			その他のもの	0.79
		4階にあるもの	浴槽のあるもの	0.77
			その他のもの	0.76
			略	
宇多	略			
津	昭和55年度	簡易耐火構造2階建	浴槽のあるもの	0.80
			その他のもの	0.79
略	略			
略				

常磐	略			
昭和54年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	浴槽のあるもの	0.80
			その他のもの	0.79
		4階にあるもの	0.76	
昭和55年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	ガス給湯器のあるもの	0.85
			浴槽のあるもの（ガス給湯器のあるものを除く。）	0.80
			その他のもの	0.79
		4階にあるもの	0.76	
			略	
宇多	略			
津	昭和55年度	簡易耐火構造2階建	0.79	
			略	
略				